

薩摩藩記録所寸考(二)

―伊地知重張の徳之島史料調査―

林 匡

(本館 学芸専門員)

記録奉行伊地知重張(重英)は、「薩摩重職補任」^①によれば、

伊地知助右衛門重張

初少八郎 又重英

延宝五年御文書見合相済、同八年御記録所相詰見習被仰付、其後河野六兵衛^(通古)同役被仰付、元禄九年子九月三日依願御役御免、同十四年文書改トシテ徳之島^江被遣、翌十五年於島病死、

* () は筆者註、以下同じ

と記される。重張の記録所職員としての活動は、右によれば延宝五年(一六七七)で、寛文二年(一六六二)に死去した平田純正の後任大田久知・河野通古^②らにやや遅れる。なお「種子島家譜」によれば、種子島家の物奉行(後に家老)上妻隆直による種子島家正系図・文書写・庶流系図・家譜などは延宝元年から起筆し同五年編纂を終了しており、この間「麓府史官太田氏・河野氏・伊地知氏」の校訂を受けたという^③。

重張は「諸家系図文書」^④によれば、伊地知季隨二男正貞流で、島津義久代の天正年間に阿多・始良・蒲生の地頭となった重秀(重季・入道増也)以後は重元―重信―重禎(増也)―重英(重張)となる。この重張については、元禄七年(一六九四)に記録奉行として田中国明と共に諸家系図の吟味再撰を命じられ、文書・系図などの収集に当たったことや、元禄九年の大火における文書の保護と焼失文書の復元^⑤、諏訪社奉幣通行

の順位をめぐる伊地知重行と本田氏との争いにおける調停^⑦などが主な事績として知られている。また「人物伝備考附録」^⑧では「明暦二年生まる、學を竹内助市に受仕て大史に至る、貞享三年水戸光國其臣佐佐助三郎宗淳をして來て古書を訪はしむ、藩主光久重英をして之か接伴を爲さしむ、宗淳博識に感すと云、時年三十一、大史を致し命して徳之島に如き遂に死す、元禄十五年也、年四十七」とみえ、「諸家系図文書」卷一の「源姓後醍醐氏正統系図」の記事中にも、鹿兒島に史料・史跡調査に訪れた佐々宗淳・丸山可澄に対して、重張と同僚の河野通古が藩命により大乗院において応接したことがみえる。また「伊地知助右衛門家筋之事」^⑩には「助右衛門事、御文書并御記録奉行被仰付相勤罷在候、然者阿多淡路殿未阿多跡目ニ不被仰渡内御元服島津虎之助殿 光久様御名代御加冠被成候処、光久様御意ニ而理髮助右衛門へ被仰付相勤候、且又天和元年十月廿六日 菊三郎様御犬被遊候時、御左之行藤役助右衛門へ被仰付相勤申候、御右行藤ハ伊地知相勤申候由書留仕置申候、左候へハ段々不幸之儀共到來仕候而、持高漸々沽却仕候処、御用ニ付徳之島へ被差下、於彼島病死仕候、五十七才ニ御座候」と記しており、重張が南浦文之^⑪如竹一竹内助市の学統に連なり、その学識は勿論、諸儀礼にも通じていたことが窺える。そしてまた諸書において彼の徳之島における文書改中の病死^⑫が特記されているのである。

さて、薩摩藩と奄美群島の文書に関わる件として、元禄年間に代官伊地知氏の命によって各家所蔵の系図・文書が記録所に納められ再び返却されることはなかったとの「連官史」の記述がある。奄美群島各島嶼での系図・文書提出時期がいずれか詳細は不明だが、元禄七年の諸家系図吟味再撰の命に基づいて記録所に提出された藩内諸家の系図・文書は、同九年四月の大火によって多くが焼失しており、この際に奄美群島内各家より提出された系図・文書類も同じく失われた可能性がある。

元禄九年九月に記録奉行を辞した重張が、同十四年に現地の代官とは別に徳之島へ文書改に赴くよう命ぜられるに至った経緯や背景は定かでない。また同時期に、徳之島以外の奄美・喜界・沖之永良部・与論の各島々における文書改が実施または計画されていたのかという点も、重張のような記録所関係者の派遣の状況も含めて、今後検討を要するところであろう。

さて、徳之島滞在中の重張に関する残存史料は多くはないと思われるが、「曾本文書」中に一点収められている。

尚々、申進候通ニ漸々書調申候故、日付等片々違申候間、其御心得
ニ而、いつれも披見被成候様に奉頼候、以上、

明三日ハ、この浦の者共、私を濱遊ニと申候而、請と申候間、罷出
申筈ニ御座候、尤井ノ川ニ暁より参候而、巳ノ刻ハ可罷歸と申聞候、
この浦ハこの節供計を為行之由ニ御座候、是又為御心得申上候、已
上、

謹而奉追啓候、弥以無殊篇私在島仕申候、先月十八日、吉日ニ而御座候
故、尊公様へ奉呈候愚書認始申候而、夫より次第々々書調、今日迄ニ

大方相仕舞申候、明日多分南風ニ罷成と、この浦之者共申候、然ハ井
ノ川一里豫御座候ニ付、若出船も仕候へハ、此状共を積申事者難成と存
申候故、今日追啓相調、明早朝私井ノ川へ持せ申候而参、船頭ニ對面申、
如此ニ無為ニ罷有候事共申上候ニと申聞候覺悟ニ御座候、委曲之段ハ船
頭共可申上候、十八日より今日迄、此一箱ニ為相納書立申候ニ而、無為
ニ罷有候段ハ御察可被下候、十八日一通計相認、則井ノ川ニ参候而、何
日比出船申候哉とたつね申候へハ、廿五六日と申候ニ付、其夜ハ瀧間市
右衛門殿へ致一宿、翌日罷帰、夫より朝晩やそろく々と書申候程ニ書
其夜ハ初田ニ致一宿、翌日罷帰、夫より朝晩やそろく々と書申候程ニ書
状合百余通ニ成申候を、箱ニ入付申候と社存申候、初ハ大かた五六十通
と存、後ニ七八十通と社存候ニ、思外ニ如此候、又も進上申度方、何程
も有之候も無音ニ罷成候ニ付、別書銘々可申入と兄弟ニ申遣候、いつれ
も大方長文共ニ而御座候、おかしき事も御座候間、狂言と被思召候而、
子供ニ御よませ可被聞召上候、新役人之下島、朝暮相待申候へ共、未下
着無之候、又東風ニ成、南風ニ罷成申候ハ、近日中ニハ有之間敷候哉
と待遠事ニ御座候、先書ニ申上候様ニ、まいる便より猶委曲可申上候、
恐惶敬白、

伊地知助右衛門

重張(花押)

進上

増也尊老様

参人々御中

伊地知重張はこの頃、徳之島代官所であった亀津村(現大島郡徳之島

町亀津)、またはその北隣の秋徳湊(同町亀徳)に滞在していたと思われる。この時風(南風)待ちをしていた船は一里余北の井ノ川湊(同町井ノ川)にあった。「輿論在鹿兒島役人公文綴¹⁵⁾」によれば、徳之島代官の定仮屋は亀津村であったが、交代の年二月初頃は一里半程の道のりである井ノ川村へ「隠居仮屋」が設けられ、前任代官は島民を使役してこれに移住し、三月には新任代官が着任、船から亀津までまた島民を使役して荷物を運ばせたという。「徳之島前録帳」では「御移仮屋」と表記される。また天保三年(一八三二)の井ノ川での火災に際して、代官所・大仮屋・横目仮屋・付役仮屋・津口番所・与人仮屋などの焼失が記されている。¹⁶⁾

重張が鹿兒島を出帆したのは元禄十四年八月末¹⁷⁾である。徳之島に着任してどの程度島内を巡回し、文書改を行うことができたかは不明であるが、短期間ながら集中的に書状を認めていたことがうかがえる。本文書を見てみよう。重張が(元禄十五年)二月十八日以来、父重昶に対して書状を認めたこと、その十八日に井ノ川に赴いて次の出船の期日を確認後、その日は瀧聞市右衛門方(付役仮屋か)へ一泊したこと、翌日初田(同町諸田)の豊城方に滞在して書状を調べ、翌日戻ったこと、それ以来朝夕認めた書状が当初の予想を超えて百余通になり、それを箱に納めたこと、それらは父親をはじめ縁故者へ宛てられた書状であったことなどが綴られる。

これらの書状がどのような内容であったのか、「おかしき事も御座候」などと、伝聞した事柄も認めたのであるが、その多くは不明である。ただ重張の書状が伊地知家に届けられたことは一部確認できる。「伊地知助右衛門雜記¹⁸⁾」に、右の豊城なる人物に関わる文書が筆写されており、

重張はこの文書を子供への教訓として、豊城に懇請して筆写し送ったことが判る。紙数の関係で、豊城への父親(北郷次左衛門久起)からの教訓箇所は省略して掲げる。便宜上、文書を三つに分け、文書題及び文書番号〔1〕、〔2〕、〔3〕を付す。

〔1〕某覚書

嶋伊豆殿家臣北郷次左衛門^(久起)、依科先年徳之嶋へ遠島十八年居住、其間男子老人出生、豊城と申候、次左衛門赦免已後、都之城へ豊城一年程滞在、帰嶋之節鹿兒嶋^江差越候砌、都之城より豊城^江認被越候書状、嶋へ持帰居候を、其後伊地知助右衛門^(五郎)との徳之嶋にて右豊城へ入魂之故を以、右書状見せ候儀、子供衆へ為教訓写被越を後年反古のうちより見出写取、

〔2〕北郷久起教訓状

一筆申越候、弥無恙鹿府^江着候半と令悦察候、明日乗船之様ニ茂相聞得候、嗚其元ニて茂可為取込と存事候、雖別もた、ならず候得共無是非候道候、然者其方立前ニハ色々繁多有之不得申事共ニ付而致追啓事ニ候、其身地躰短氣ふし有之候、且夕心懸内外共相替可有候、(中略)先以其方行跡ニ付存寄之外如是候、委曲期後便候、聊他見之儀は無申迄候、恐々謹言、

北郷次左衛門⁽²⁰⁾

神無月十二日

久起判

豊城殿

押繪壹枚

〔3〕伊地知重張書状

右袋棚に有之を見出し候付、遣之候人の親の子をおもふ道如是候、私か千日萬日あむしても此事の外に可申事無之、不思議に豊城より此文心あけれハとてミセ被申候、さてく〜とくり返して落涙千行、是非ニ写させてたはせとて、無理に写し申候而其方杯へ遣申候、次左衛門殿事ハ各聞及も有間敷、北郷家之歴々ニ而代々家老、尤次左衛門殿ハ外記殿・筑後殿御家老被勤候処、大田為右衛門と云人に家老被仰付候、此大田無故人にて候得は、ケ様之者と同役ならずとて、北郷十郎兵衛と次左衛門殿家老にて候番頭十人計御断被申上候、是も段々道理之有事候得共、被仰付候事を何かと為申とて、両家老ハ大嶋・徳之嶋へ遠流被仰付候、番頭ハ皆遠方之寺領ニて候、次左衛門殿此嶋江十八年之遠流ニて、十三年前ニ被召直、于今豆州（大曲）之後見となり被居候、其人の事ハ其他ニて御聞可被成候、於此嶋男子老入・女子老入有之候、則豊城其男子ニ而、去年上国有之、去冬下嶋候、其人私朝暮對話申候、委細ハ前書ニ見へ申候、親之子をおもふ思ふおもふとつかのまもわすれぬやうに被存候て、父祖之名を不穢様に可被仕候、（中略）又々前書ニ委細申候得共、教訓之事ハ次左衛門状ニ止り申候間、一筆も教訓事私ハ書不申候間、左様心得可被成候、願は少八・三七次左衛門殿江對話仕候而、士之親をも見候得かし、第一東郷肥前殿弟子ニて、昔より名有兵法人ニて候事ハ為存前ニ候、於方委細被承可然候、此度次左衛門殿江書状遣申候、兄弟之事も申入候間、左様可被心得候、

二月廿日

〔3〕の伊地知重張書状からは、近世初期の都城島津家内における重

職間の抗争がうかがえて興味深い。なおこの事件に関する一連の史料が「庄内地理志」に収録されている。本件は、都城家内の単なる権力闘争ではなく、本藩と都城島津家家中との対立が背景にあったと考えられる。さて、〔3〕によれば豊城の父北郷久起は、都城島津氏忠長・忠智代の家老だったが、「故なき人」大田氏が登用されたことに反発、それ故に徳之島へ十八年に及ぶ遠島とされ、同役北郷久言は大島に遠島、番頭は皆遠方の寺領（寺入）とされ、後に久起は（重張調査の十三年前に）赦免、島津久龍の後見となったという。豊城は久起在島中の子供で、上国し元禄十三年の冬に下島したが、〔2〕の北郷久起教訓状は豊城下島の直前に父久起から届いた書状であり、豊城への訓戒が長々と綴られている。この文書からは、重張が豊城方で筆写を終え書状を認めたのが元禄十五年二月二十日であることが確認できる。「其方杯」は重張の子供で、少八（郎）・三七であろう。また重張は別に北郷久起宛の書状も用意する旨記しており、これもまた重張の認めた百余通の一つであったとすれば、百余の書状の多くはこのような私信であったのかもしれない。なお〔2〕・〔3〕が書写された経緯については、〔1〕の覚書により、某者が伊地知家の反古から発見して写し取ったことが判る。

以上の文書・記録から、半年ほどの間に島内の役人や、都城島津氏家老の庶子豊城と懇意になるなど重張の活動・交流がうかがえる。また前掲三月二日の書状（追啓）では、三月三日の亀津（または亀徳か）浦での浜遊びについて「この浦ハこの節供計」行われることなど、年中行事への関心も示している。いずれにせよ、この時点での重張は「無為ニ罷有」状態であり、既に徳之島での「文書改」は一段落していたのだから、新役人の下島・着任を待ち望んでいたことが判る。一通の書状から

は彼の文書改の状況は判らない。そして伊地知重張は、おそらくこの書状を認めた半年後の元禄十五年九月に徳之島で死去し、諸田村に葬られるのである。

重張による徳之島の文書改の内容のみならず、同時期以降の(元禄七年以降の藩史局や代官などによる)奄美群島各島嶼での文書改の有無・実態など、解明されるべき課題は多い。一方で与人上国と家譜作成の関連も指摘されており、近世薩摩藩支配下の奄美群島における文書改の位置づけや整理が必要であろう。

【註】

- (1) 東京大学史料編纂所所蔵島津家本。藩記録所職員に関する論考として、五味克夫「薩摩藩記録奉行有馬純応について」(鹿兒島女子大学『研究紀要』第十七巻第二号、一九六)他参照。
- (2) 「薩藩重職補任」によれば、河野以外に猿渡氏・平山氏が御文書書役として御文書見合を勤めていたが、猿渡氏が別奉行となり、重張が通古の相役となったという。
- (3) 種子島開発総合センター寄託「種子島家譜」巻八、延宝五年七月二十八日条。この事については五味克夫「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ四」解題(一九五)参照。
- (4) 東京大学史料編纂所所蔵島津家本。「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集三」(二〇〇)所収「諸家系図文書」巻一の「平姓秩父氏略系図」。
- (5) 伊地知志賀重昶(権左衛門 入道増也)は「薩藩重職補任」で義岡久嘉・鮫島宗富・河野通顯・平田純正と共に文書奉行(記録奉行)

の項にその名がみえる。なお「伊地知助右衛門家筋之事」には、二十五歳で普請奉行、やがて御台所役として、島津吉貴(浄国院、綱貴の子。延宝三年(一六七五)誕生、母は二階堂宣行女)誕生五十余日目から御台所での守立を光久直書にて命じられたという。また光久三人の子供の産弓を勤め、八十六歳で死去と記される。

- (6) 五味克夫「薩藩史料伝存の事情と事例」(『鹿大史学』第二十七号、一九九)、同「藤野・藤崎家文書について」付記録所、焼失文書復元の一例」(『鹿大史学』第三十二号、一九四)、「島津家文書伝存の経緯」(鹿兒島県歴史資料センター黎明館企画特別展「奇跡の至宝島津家文書」図録、二〇〇)他。
- (7) 五味克夫「秩父氏家牒」解題(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二』、一九九)参照。この紛争は元禄六年以来のもので、記録奉行田中国明は本田氏側、重張は伊地知氏側に立ち調停に当たったが、結局記録奉行の地位を失うことになったという。

但し記録奉行退任後も、その学識・経歴などから重張は諸家の惣庶間の問題に関わったのであろう。「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ九」(二〇〇)所収「市来文書」によれば、記録奉行在任中だけでなく、同職辞任後も、徳之島出立直前まで市来氏の嫡流判定に関わり市来家年(元禄十四年十一月より肥後盛香と共に記録奉行に就任)から度々書状を受けていることが判る(「家わけ九」五味克夫氏解題参照)。

- (8) 伊地知重張による史料筆写の例としては、著名な文明六年の「行脚僧雑録」があげられる。伊地知季安著「雲遊雜記伝」(『鹿兒島県史料集(11)』、鹿兒島県立図書館、一九七)には次の写りが収められている。

*史料中「」は原註(朱書)、()は筆者註

〔行脚僧雜録〕本文略ス

右之本書ハ知覽之寺ニ為有之由也、河野郷左衛門殿被持来候故写置也、

元禄五年

申ノ十二月廿六日

右者先祖助右衛門重英自筆写置于今致家蔵候処、御先祖(伊地知重張)民部殿御名前見得候ニ付御懇望被成趣有之、此節被写置候儀別条無御座候、為後証加筆如此御座候、以上、

文化十三年子三月廿六日

伊地知助太郎

伊地知小十郎殿「季安」

季美(花押)

重英(張)の元禄五年十二月二十六日付自筆写本を、文化十三年伊地知季安が、重英の子孫である助太郎季美の許諾を得て書写したことが判る。なお季安は、渡邊盛衛著『伊地知季安先生事蹟』(薩藩史研究会、一五〇)によれば、同年九月によく自宅禁錮を許されている。

(9) 東京大学史料編纂所所蔵島津家本。『新薩藩叢書(三)』(薩藩叢書刊行会、歴史図書社、一五七)において活字化されている。

(10) 東京大学史料編纂所所蔵島津家本「舊典類聚 十下」所収。この史料は重張孫の助太郎により記述されており、助右衛門先祖以来の事績と共に、重祖代に持ち直した同家が、重張代以降次第に経済的に困窮していく状況が記される。

(11) 『鹿児島県史』では重張が元禄五年に徳之島に渡ったとの記述があるが、これは誤りであろう。註8及び16参照。

(12) 『道之島代官記集成』(福岡大学研究所資料叢書第1冊、一九九)所収。「御領國中一統諸家之系図公用によつてめし上られし折、文書と共に添へて元禄年間代官伊地知氏なる人によりてさし上侍れハ、国史館に納りて再ひ下らす」と記される。但しこの代官伊地知氏は重英でなく、元禄六年より喜界島代官、同七年に大島代官を兼任した伊地知五兵衛と考えられる。

(13) 石上英一氏「十七世紀の奄美諸島」(平成十二年一月二十七日黎明館講演会)における指摘。また、このような系図・文書の提出に際しては、写・扣が作成されるのが常であるが、それらの作成やその後の保持の有無が問題である。石上氏は、与人上国はこれ以前から行われたことも指摘されている。伊地知重張がその際の系図上呈に関わった可能性はあろう。

(14) 「伊地知重張書状」(『鹿児島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ七』(一九八)所収曾木文書四四号)。本文書は、近世中期以降に曾木家の座右宝として伝存した手鑑一巻に収載されたものである(五味克夫氏解題)。重張書状が手鑑に収められた経緯も興味もたれよう。この手鑑に収められた文書については早くは堂満幸子氏によって紹介されている(『曾木文書について』『黎明館調査研究報告第5集』、一九八)。なお曾木氏は加治木島津家役人家として藩主謁見や城下士の待遇を認められた家柄である(『家わけ七』五味克夫氏解題)。

(15) 『道之島代官記集成』所収。引用部分は寛延三年(一七五二)十月付徳之島与人書出(留写)で、代官が一年詰となり島中百姓に様々な支障が生じていることを上申したものである。

(16) 『道之島代官記集成』所収「徳之嶋前録帳」天保三年二月廿九日

条。

(17) 元禄十四年八月二十八日付「市後崎重右衛門書状」(『家わけ九』市来文書二七の3号文書)によれば、市来家年より依頼された書状を市後崎重右衛門が先に重張宅に持参した時は「徳之嶋渡海ニ別而取紛被成候」であつたため渡し置き、二十八日に重張宅へ行ったところ、伊地知勝八(重張子)から、重張は夜前四ツ時(二十七日午後十時頃)に出船したと聞かされている。

(18) 「徳之嶋前録帳」によれば、元禄十三年(異本で「三月十四日下嶋」)の代官町田甚兵衛の付役三名の一人として「瀬間市左衛門」(異本で「瀬間市右衛門」)がみえる。本藩への上国直前で井ノ川に移居していたと考えられる。

(19) 東京大学史料編纂所島津家本。原題は「伊地知助右衛門日記」である(五味克夫氏の御教示による)。内容は、元禄八年段階で越前島津家再興の件が取り沙汰されていることを示す、豊前(佐多島津家久達)宛同年九月七日付の伊地知重張書状その他諸記事が雑載されている。伊地知重張の子孫が保持していた文書を(註8、重張自筆写本「行脚僧雑録」を筆写した伊地知季安の如く)何者か(記録所関係者か)が筆写したもの。前件越前島津家再興関係の記事に続いて「右、伊地知氏所持助右衛門殿以自筆書写之」とある。

(20) 北郷次左衛門久起(久伴)は「北郷氏庶流系図」(『鹿児島県史料旧記雑録拾遺 諸氏系譜二』(一九〇)によれば寛永十九年生、寛文七年家老職就任、正徳三年段階で存命、資喜と改名している。

(21) 北郷十郎兵衛久言は「北郷氏庶流系図」によれば寛文四年父久孝より家督相続・家老職就任。没年は天和三年、同母妹は久起妻であつ

た。

(22) 「庄内地理志」(『都城市史料編近世I』都城市、二〇〇)巻二十二、延宝三年(一六七五)八月八日付口上之覚によれば、「家中不足に付、吟味之上器量を以新役被申付候処に、其方など達て可致訴訟と相催候旨、及披露不届至極に候、依之寺領申付候」として、以下川内高城信興寺他薩隅諸寺院六寺への寺領(寺入・寺預)処分者が列挙されている。北郷久信及び久伴については、番頭訴訟を留めるどころか内談に加わり、還つて張本人として「不義不忠之由候て令遠流候」と記されている。同巻延宝三年八月九日付島津久茂外三名連署覚によれば、これら番頭の訴訟の契機となつた新役人(同日付島津久理覚では、新役人は北郷主馬・大田伊右衛門(久幸)であつたことが判る)任命は延宝二年冬であつたこと、家老の二名遠流・番頭六人が遠方の寺領とされたこと、本件に際して「一門中差寄、内々為致相談由其聞得候」として大禁の「引類結党」が戒められていること、以後都城島津家の諸役人については「あなち俗姓にもよらず器量可為次第、縦雖為一門、不相応之儀曾て被申付間敷条可得其意事」と、薩摩藩家老連署状よつて厳しく命じられていることが判る。同日付島津久憑覚でも、都城島津家に対して「一門家之者共近年驕強雅意之振舞有之由、連々被聞之不届儀に被思召上候」とみえ、この時期の薩摩藩本藩と都城家との関係が不安定な状況にあつたことがうかがえる。なおこの事件の背景として、既に山下真一氏により、寛文期には都城領主問題に関わつて藩と都城が緊張関係にあつたこと、寛文十一年(一六七二)二月十二日付島津光久仰出書には、都城家存続の危うさと共に役人の人材不足などが揚げられていること等が指摘されている(『鹿児島藩におけ

る都城「上置」と「中抑」(『地方史研究』二七八号、一九九〇)。なお「庄内地理志」同巻によれば、寺領の番頭六名は延宝九年に赦免されている。

(23) 「手鑑収載文書作者略伝」(冊子、『家わけ七』曾木文書二五八号)には、伊地知重張について「後ニ御重書改之命を奉し、徳之島ニ渡り、元禄十五壬午九月、四十七ニ而彼島ニ病死」と記す。

(24) 諸田村西方のシキントー墓。重張の名を刻んだ墓標がある(日本歴史地名体系第四七巻『鹿児島県の地名』平凡社、一九六〇)諸田村の項)。筆者は二〇〇二年二月十二日に現地を訪れた。諸田池を見下ろす小高い丘の上にこの墓標があり、「一見自性居士」「伊地知助衛門平重張」「元禄十五年壬午九月三日」と刻まれていた。

(25) 石上英一氏「十七世紀の奄美諸島」の指摘(註13参照)。